

小売電気事業の健全な競争について

2023年5月26日

資源エネルギー庁

標準的な家庭における電気料金の試算結果

物価問題に関する関係閣僚会議
(2023年5月16日) 資料2より抜粋

- 各事業者は、約3～5割の値上げ改定を申請したが、**厳格かつ丁寧に審査**を行った結果、**FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合**、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**多くの事業者で、申請前（2022年11月）よりも低い水準**となった。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
申請前 ※1 (2022年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	16,491円 41円/kWh (+48%)	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果 ※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	▲612円 15,879円 (+42%)	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整※3 (見込み)	▲656円	▲752円	▲712円	▲612円	▲792円	▲572円	▲1,096円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲a※4
改定後 ※2 (2023年7月請求分)	14,609円 37円/kWh (▲7%)	12,285円 31円/kWh (▲9%)	12,190円 30円/kWh (▲16%)	11,647円 29円/kWh (+4%)	12,402円 31円/kWh (▲5%)	11,931円 30円/kWh (▲7%)	14,681円 37円/kWh (+4%)

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。
 ※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。
 ※3：7月請求分を試算するに当たり、6月分の燃料費調整額と同額を適用すると仮定。
 ※4：沖縄県庁において、独自の負担軽減策を実施する方針。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

第8回物価・賃金・生活総合本部
(2023/3/22) 資料4
(内閣府作成)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(Ⅰ及びⅡの合計)

第8回物価・賃金・生活総合本部
(2023/3/22)資料4
(内閣府作成)

Ⅰ.低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・低所得世帯への支援枠を措置。
- ・1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ.推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

小売電気事業の健全な競争を実現するための対策の検討について

- 今般の不祥事案等を踏まえ、2023年4月28日に経済産業大臣から事務方に対して以下の検討の指示。加えて、次ページ以降の参考のとおり、審議会において、小売電気事業の健全な競争環境の整備について、議論中。

1. 一般送配電事業者が保有する非公開情報へのアクセス遮断を徹底する制度・仕組みの構築

- (1) 託送情報に係る情報システムの物理分割、アクセスログ確認の徹底
- (2) 内部統制の抜本的強化の仕組み、外部監視の仕組みの導入・強化
- (3) 更なる行政命令、罰則を含めた履行確保のための制度の構築

2. 内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築

- (1) 旧一般電気事業者の電源の内外無差別な卸取引を強化
- (2) (1) を通じた、短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築

3. 魅力的で安定的な料金、サービス等の選択を可能とする事業競争環境の整備

- (1) 料金、サービス、電源調達を巡るリスクなど、消費者の適切な選択を可能とする、既存制度の見直しと仕組みの構築
- (2) 各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る魅力的かつ安定的な小売電気事業者の創出

(参考) 小売電気事業者間の競争促進について

- 今般、送配電部門の非公開情報を不正閲覧し、営業目的で使用する事案や、カルテル事案など、反競争的な行動が大手電力において発生していたことが判明。加えて、昨今の国際燃料価格やスポット市場価格の高騰局面において、逆ざや供給も生ずる中、需要家を手放すという逆競争行動に出る小売電気事業者が見られた。また、規制料金が燃調上限に到達し、赤字供給の中で、新電力との競争環境を歪める事態も発生。
- 2016年の小売全面自由化以降、スポット市場の流動性の向上も伴い、新電力のシェアの拡大が進んでいたものの、ここに来て、スポット市場依存の新電力の退出等といった事業継続の不安定化や、大手電力の独占への結果的な回帰・消費者の選択肢縮小などが顕著となってきている。
- こうした事象や変化を踏まえた小売電気事業者間の健全な競争促進のため、
 - 小売電気事業者の電気の調達面からは、①競争と安定を両立する市場・取引環境の整備、
 - 需要家との関係においては、②需要家が魅力的・安定的な電気料金サービスを選べる事業競争環境の整備、が改めて求められているのではないかと。

(参考) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

- 2016年の小売全面自由化においては、広域メリットオーダーや新電力の電源調達の円滑化等の観点から卸電力市場における取引の拡大が競争活性化策における大きな柱であった。2013年から開始した大手電力の余剰電力全量の限界費用入札に加え、小売全面自由化以後においてグロスビディング、間接オークションの導入など施策を講じた結果、スポット市場の取引量は総電力需要に対し、2%から40%程度に上昇し、価格も低廉に推移。また、新電力は多くの電気をスポット市場から調達し、それを低廉な価格で需要家に販売することで、新電力のシェアは20%以上に上昇した（資料3を参照）。
- 但し、2020年度冬期のスポット市場価格の高騰や海外情勢の変化による燃料価格の高騰によるスポット市場価格の高騰等もあり、2021年半ば頃から、特高・高圧を中心にシェアが下落。市場高騰の中で、事業停止や退出、急激な料金値上げ等を行う事例も見られた。スポット市場に過度に依存した形での電源調達におけるリスクが顕在化した。
- また、2019年頃までのスポット市場の流動性の拡大と市場価格の下落もあり、電源投資や長期契約での燃料調達の不透明性が拡大し、結果、供給力の安定的な確保に関する課題も生じたところ。
- 一方、卸電力市場における取引拡大のための施策に加えて、電源アクセス環境の整備を一層進める観点から、常時BUの他、2019年度にベースロード市場を開設し、2020年度から大手電力による内外無差別な卸売りに関するコミットメントなどの施策を進めてきたところ。これらの施策を通じて、大手電力から新電力への卸売り（※1）は2020年度に300億kWh程度だったものが、2022年度（見積値）は800億kWh程度に増加した。また、内外無差別な卸売りに関しては、相対取引に加え、オークション形式の取引やブローカー経由の取引等、様々な取引形態が出現。この評価については、今後、電力・ガス取引監視等委員会において、フォローアップがなされる予定であるが、電源アクセス環境自体の改善は、進んできているものと考えられる。
（※1）通常の卸取引に加え、常時BUやベースロード市場での取引を含む。

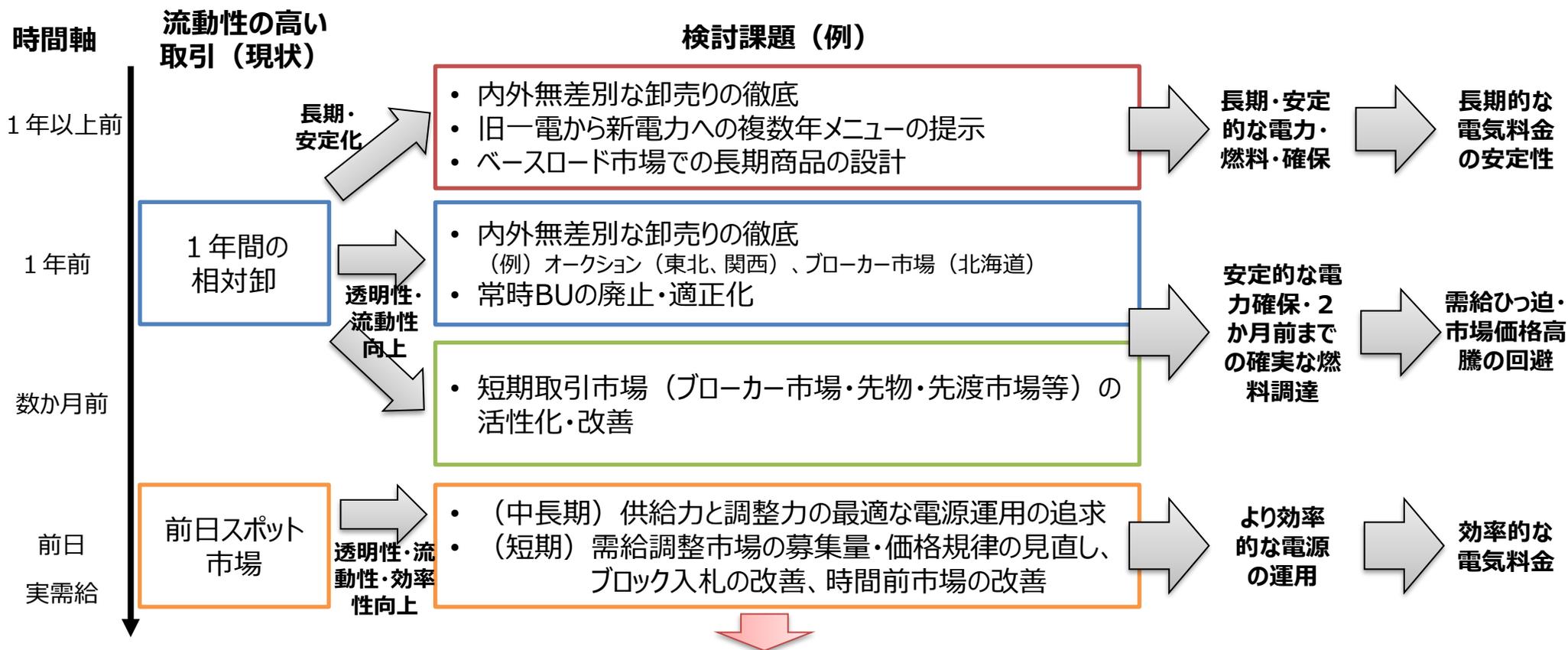
（参考）競争と安定を両立する市場・取引環境の整備（続き）

- 一方、内外無差別な卸取引における契約期間は1年ものが太宗を占めている点や、転売禁止の条項やエリア需要を持つ小売電気事業者のみへの販売など、いくつか検討すべき論点も出てきているところ。
- また、スポット市場の価格に応じて拡大・縮小を繰り返すような形ではなく、長期を見据えて安定的に事業展開を行う小売電気事業者を増やすには、短期的な電源調達でなく、長期的な取引も含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築が小売電気事業者にとって求められるのではないか。また、発電事業者にとっても、安定的な電源維持・投資や長期での燃料調達も含めたバランスの取れた燃料調達の観点からは、長期取引も含めたバランスの取れたポートフォリオの構築が求められるのではないか。
- 上記観点から、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためにどのような施策が考えられるか。とりわけ、大手電力が電源の太宗を占めている現状において、電源アクセス改善のために、取引のプロセスや条件、期間等はどうあるべきか。
- また、長期取引を含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築を、より透明性や公正性を高くして行う観点から、発電・小売事業の運営上の規律や仕組みなど、その在り方はどうあるべきか。

(参考) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備 (続き)

第57回電力・ガス基本政策小委員会 (2022年12月20日) 資料5より抜粋

- 長期～短期の取引について、更なる安定供給 (電源投資、燃料調達)、価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めることが重要。
- その際、発電側・小売側双方の視点から、どのような卸商品設計が望ましいか、改めて整理を行った上で、競争と安定を両立・促進するような仕組みの検討が必要ではないか。



様々な取引機会があることで、発電事業者は売電収益の最大化・安定化が、小売電気事業者は調達の効率化・安定化が可能。ひいては、需要家への効率的・安定的な電力供給につながる。

(参考) 需要家が魅力的・安定的な電気料金サービスを選べる事業競争環境の整備

- 現状、各エリアにおける大手電力のシェアは7～9割程度。これまでは、他電力のシェアは拡大する傾向にあったものの、論点①のとおり、新電力退出が進む中、エリア大手電力のシェアの再拡大が起きている。これ自体は競争の結果のため、必ずしも、否定されるものではないものの、価格面に加え、再エネ、DRを含め、魅力的なサービスを提供する様々な小売電気事業者がエリア内競争を行い、需要家が安定的に多様なメニューから選択できるよう、一定程度、エリア内に有力な競争者が現れることも重要。
- この点、論点①とも相まって、需要家が小売電気事業者を適切に選択することができ、需要家が求める小売電気事業者がより事業を継続的に実施できる環境の整備も重要なのではないか。
- また、需要家への情報提供という観点からは、資料5に記載のような取組やこれまでの本委員会で御議論いただいていた、説明義務の内容の見直しや政府としての情報提供の充実化等を引き続き深掘りしていくことが必要ではないか。
- 加えて、スポット市場の価格が下落したタイミングでシェアを伸ばし、高騰したタイミングで事業停止や事業廃止を行うといったことが、繰り返されることは、持続的な競争の観点からは不適切。足下、小売電気事業者のリスク管理等の議論はなされているが、その他、事業の持続性や有力な競争者の創出の観点から、どのようなことが考えられるか。

- 電気事業法における説明義務等に加えて、需要家の利益保護や需要家が適切な選択を行える環境を整える観点から、「電力の小売営業に関する指針 (小売GL)」において、
 - ①一般的な情報提供としての「望ましい行為」と「問題となる行為」
 - ②電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法について「望ましい行為」と「問題となる行為」について定めている。

一般的な情報提供

望ましい行為

- ①標準メニューの公表
- ②平均的な月額料金例の公表
- ③価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正の例
- ④電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記
- ⑤託送料金相当額及び電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記
- ⑥業務改善命令を受けた事実の公表
- ⑦市場連動型メニューにより小売供給を行う際の実施
- ⑧燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施
- ⑨調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施

問題となる行為

- ①料金請求の根拠を示さないこと
- ②需要家の誤解を招く情報提供

電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法

第59回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年3月1日) 資料5より抜粋

望ましい行為

- ①電源構成及び非化石証書の使用状況の開示
- ②開示対象の情報の算定の期間
- ③インバランス供給を受けた電気を過去の電源構成の実績値に仕分ける方法
- ④間接オークションを踏まえた算定方法
- ⑤電源特定メニューや再エネメニュー等を提供する場合の電源構成及び非化石証書の使用状況の算定方法（当該特定メニュー分の控除）

問題となる行為

- ①非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること
- ②非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤解を招く表示をすること
- ③電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。
- ④開示している電源構成等の情報が、特定の算定期間における実績又は計画であることを明示しないこと
- ⑤電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠を示さずに、情報の開示を行うこと。
- ⑥電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。
- ⑦電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、その情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。
- ⑧「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分される電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法以外の方法で算定すること。
- ⑨小売電気事業者が発電・調達した特定の電源種の電力量及び特定の地域の発電所で発電した電力量について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの販売電力量に算入する、又は電源特定メニューなどで特定の需要家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの販売電力量に算入するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。
- ⑩例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと
- ⑪特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該特定メニューの販売電力量や非化石証書使用量を控除しない場合に、当該特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。

- 民間の比較情報プラットフォームに掲載する情報は、小売事業者の料金改定の動向や消費者のニーズも踏まえ、当該民間事業者の創意工夫により、アップデートされるもの。
ただし、民間の比較情報プラットフォームに掲載される小売事業者は、一定程度のスクリーニングを行われており、全ての小売電気事業者が掲載されているわけではない。
- 他方、国の比較情報プラットフォームにおいては、小売電気事業者として登録している全ての事業者について基礎情報等を掲載している。勧誘を受けたり、ネット上での契約を申し込もうとする需要家にとって、実在する事業者であるかどうか判断する上で有用な情報源としても活用可能。
- このため、国の比較情報プラットフォームにおいては、事業運営状況について整理して、需要家に情報を提供するものと位置づけることとしてはどうか。
- この観点から、例えば、小売電気事業者として登録されているが小売事業の実態がない事業者（例：JEPXの会員取得目的で登録している者、託送契約を解約されている者、登録から一定期間経過後も需要家がない者）については、その旨がわかるよう表示することをどう考えるか。
- また、GXの中で、需要家にも意識を高めていただく観点から、小売電気事業者が開示している電源構成に関する情報についても掲載したり、需給管理の方法等、特徴に応じて、小売電気事業者を分類、表示することをどう考えるか。こうした付加的な情報については、事業者の同意・申し出に応じて掲載、表示する扱いとすることについてはどうか。

今後について

- 今後、競争環境の変化が想定され、小売電気事業における競争が、競争の質をより重視するものへと移行。
- 小売電気事業者各社においても、今後の政策動向をよく注視し、次の点を含めて自社の事業の展望、小売電気事業の高度化について、よくご検討頂きたい。
 - 短期から長期まで多様な期間での電気の調達による競争的・安定的なポートフォリオの構築
 - 需要家に対する魅力的で安定的な料金、サービス（ディマンド・レスポンスや再エネメニュー等）等の提供
 - これらに対応していくための他社とのアライアンス等
- 上記の観点からの問題提起があれば、随時お寄せ頂きたい。
- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に基づく都道府県事業は、需要家への支援であり、周知にご協力を。

（参考）競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査結果

アンケート調査の実施

- **競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のため、発電事業者・小売電気事業者双方に対して、電気の販売・調達の実態や取引における課題・ニーズ等に関するアンケート調査を実施。**

– アンケート回答期間：2023年2月14日から同年3月17日

※次ページ以降の結果は代表的な設問のみ抜粋。詳細は、来週の電力・ガス基本政策小委員会において提示予定。

発電事業者向け

調査対象：発電容量（kWベース）上位67社（日本全体の発電容量の約9割。自治体や一般送配電事業者等を除く。）

調査内容（骨子）：

- 基本情報（会社概要、経営状況）
- 電源販売ポートフォリオ（電気の販売契約期間と販売先）の実績と理想
- 電気の販売契約期間ごとの販売契約を結ぶ際のニーズや課題、各販売形態の評価（相対契約、先渡契約、先物契約、等）
- 内外無差別な卸売りの方法のための各種販売方法（相対契約、オークション、ブローカー市場）の評価
- 契約の個別条項（転売禁止条項等）の評価

小売電気事業者向け

調査対象：全小売電気事業者

調査内容（骨子）：

- 基本情報（会社概要、経営状況）
- 電源調達ポートフォリオ（電気の販売契約期間と販売先）の実績と理想
- 小売が自社電源を保有する場合の課題
- 電気の調達契約期間ごとの調達契約を結ぶ際のニーズや課題や理想の調達形態（相対契約、先渡契約、先物契約、等）
- 長期相対取引を締結する場合、火力発電が特定された形での調達契約を締結することが可能か。その場合の契約期間。
- 内外無差別な卸売りの方法のための各種販売方法（相対契約、オークション、ブローカー市場）の評価
- 契約の個別条項（転売禁止条項等）の評価
- 需要家に提供する料金メニューの形態（固定価格、燃調付き、市場連動型、等）

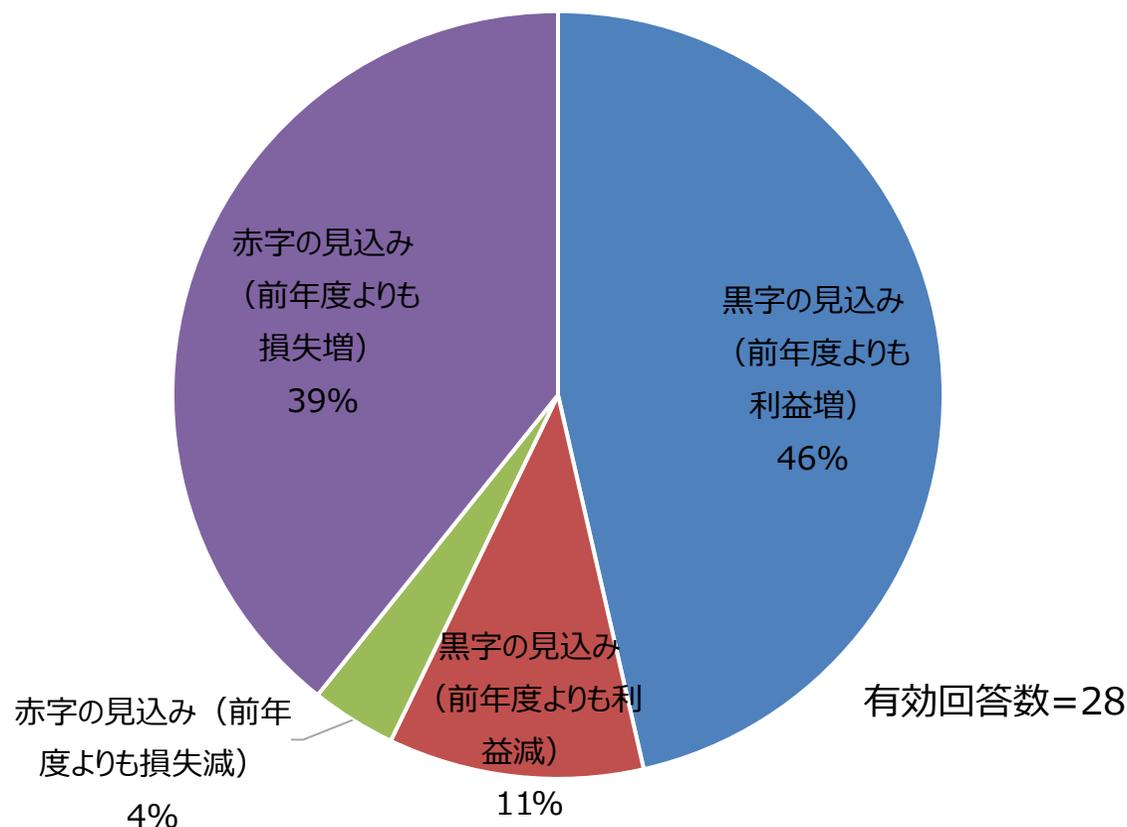
①**発電事業者向け**

②小売電気事業者向け

(1) 基本情報に関する質問

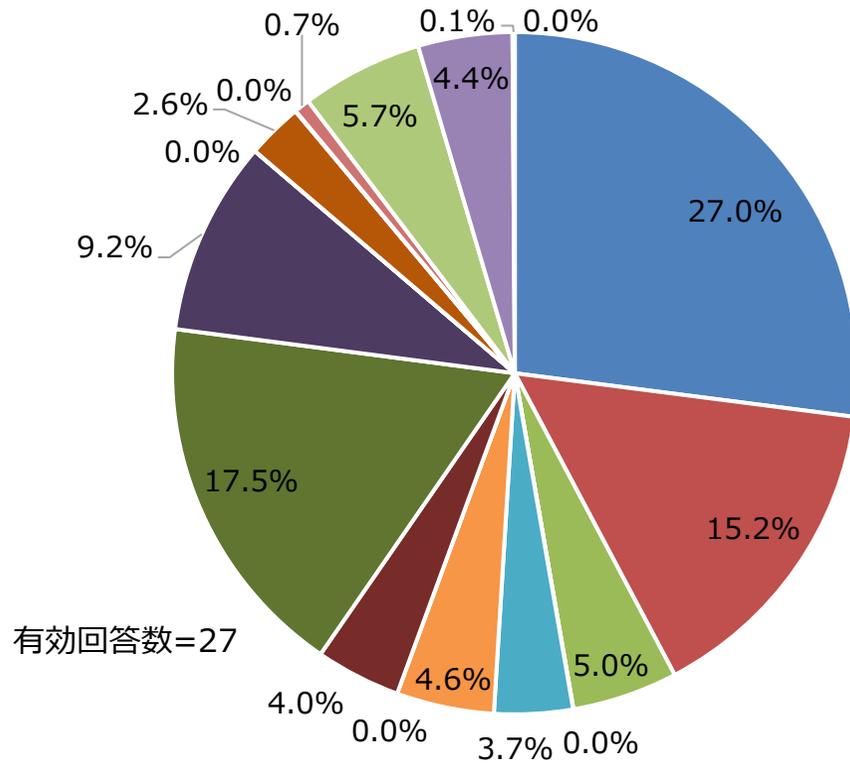
- 発電容量（kWベース）上位67社（日本全体の発電容量の約9割。自治体や一般送配電事業者等を除く。）に質問票を送り、30社から回答があった。
- 「(1) — 2：経営状況」について、2022年度収支見込（純利益・損失）については以下のとおり。

2022年度収支見込（純利益・損失）



(2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像（電気の販売先）

- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）について、各社の回答を単純平均した結果は以下のとおり。



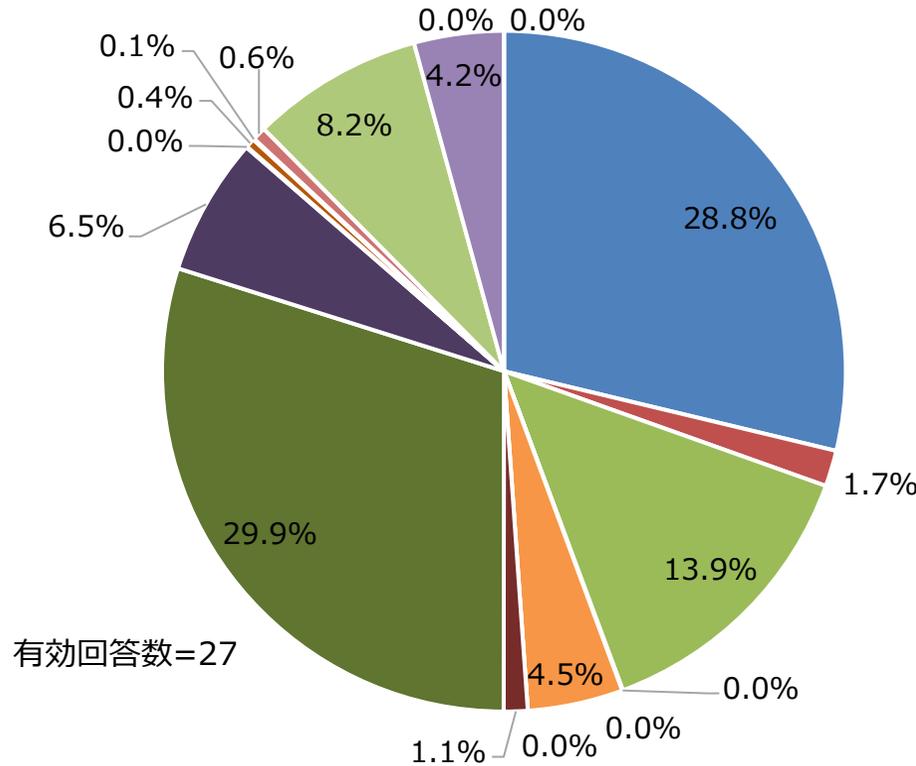
- 10年以上（グループ内の事業者、社内向け）
- 10年以上（グループ外の事業者向け）
- 5年以上～10年未満（グループ内の事業者、社内向け）
- 5年以上～10年未満（グループ外の事業者向け）
- 3年以上～5年未満（グループ内の事業者、社内向け）
- 3年以上～5年未満（グループ外の事業者向け）
- 1年超～3年未満（グループ内の事業者、社内向け）
- 1年超～3年未満（グループ外の事業者向け）
- 1年（グループ内の事業者、社内向け）
- 1年（グループ外の事業者向け）
- 3か月超～1年未満（グループ内の事業者、社内向け）
- 3か月超～1年未満（グループ外の事業者向け）
- 前々日～3か月以内（グループ内の事業者、社内向け）
- 前々日～3か月以内（グループ外の事業者向け）
- スポット市場、時間前市場（グロスビディング、自己約定分）
- スポット市場、時間前市場（その他（グロスビディング以外の通常の売買））
- 契約期間が決まっていない（グループ内の事業者、社内向け）
- 契約期間が決まっていない（グループ外の事業者向け）

※「グループ内の事業者」：資本関係が20%以上の事業者。
 ※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

10年以上		5年以上～10年未満		3年以上～5年未満		1年超～3年未満		1年		3か月超～1年未満		前々日～3か月以内		スポット市場、時間前市場		契約期間が決まっていない		合計
グループ内の事業者、社内向け	グループ外の事業者向け	グロスビディング、自己約定分	その他（グロスビディング以外の通常の売買）	グループ内の事業者、社内向け	グループ外の事業者向け													
27.0%	15.2%	5.0%	0.0%	3.7%	4.6%	0.0%	4.0%	17.5%	9.2%	0.0%	2.6%	0.0%	0.7%	5.7%	4.4%	0.1%	0.0%	100%

(2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像（電気の販売先）

- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）について、各社の回答を各社の2021年度の発電実績（kWhベース）で加重平均した結果は以下のとおり。

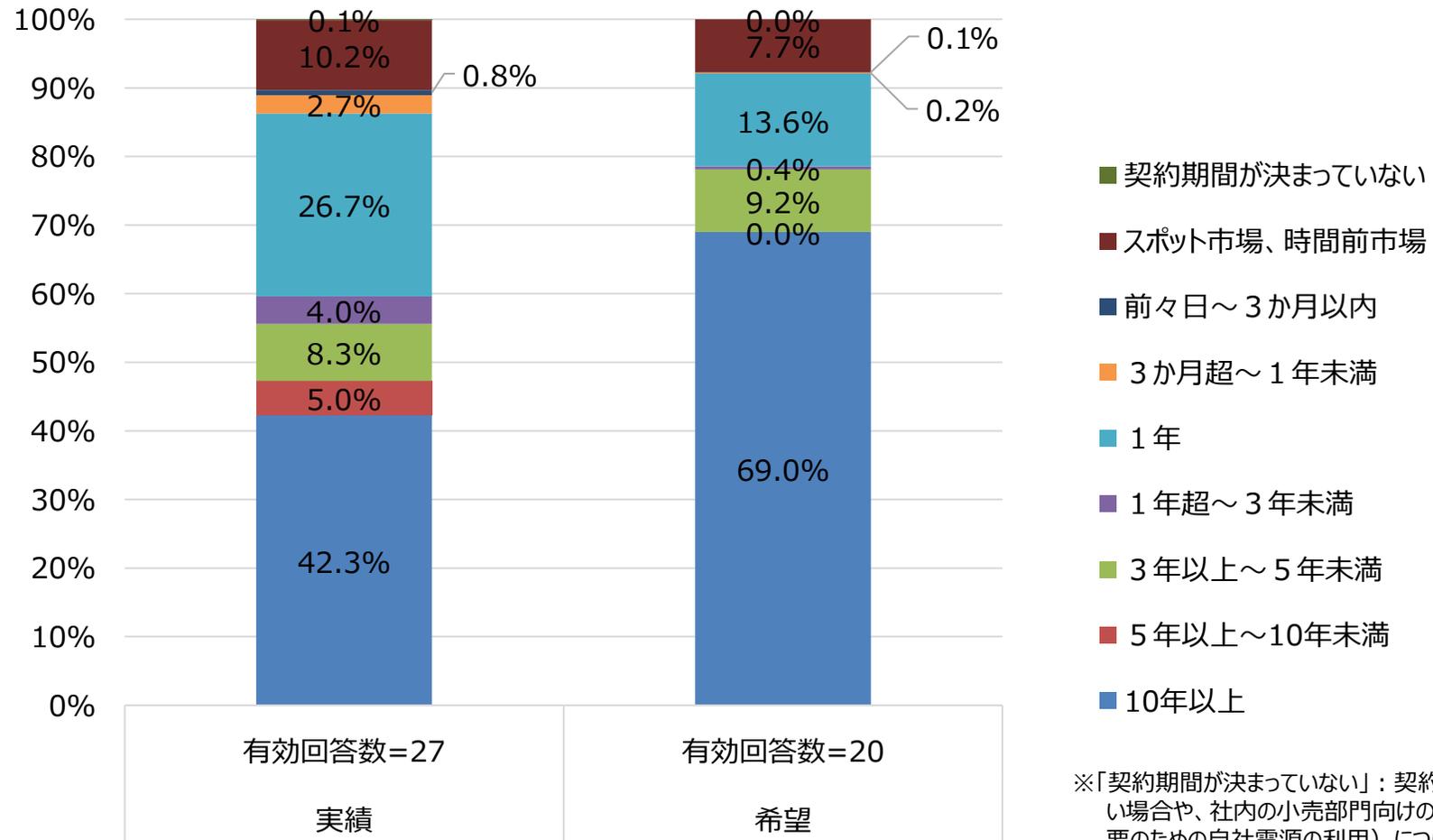


- 10年以上（グループ内の事業者、社内向け）
 - 10年以上（グループ外の事業者向け）
 - 5年以上～10年未満（グループ内の事業者、社内向け）
 - 5年以上～10年未満（グループ外の事業者向け）
 - 3年以上～5年未満（グループ内の事業者、社内向け）
 - 3年以上～5年未満（グループ外の事業者向け）
 - 1年超～3年未満（グループ内の事業者、社内向け）
 - 1年超～3年未満（グループ外の事業者向け）
 - 1年（グループ内の事業者、社内向け）
 - 1年（グループ外の事業者向け）
 - 3か月超～1年未満（グループ内の事業者、社内向け）
 - 3か月超～1年未満（グループ外の事業者向け）
 - 前々日～3か月以内（グループ内の事業者、社内向け）
 - 前々日～3か月以内（グループ外の事業者向け）
 - スポット市場、時間前市場（グロスビディング、自己約定分）
 - スポット市場、時間前市場（その他（グロスビディング以外の通常の売買））
 - 契約期間が決まっていない（グループ内の事業者、社内向け）
 - 契約期間が決まっていない（グループ外の事業者向け）
- ※「グループ内の事業者」：資本関係が20%以上の事業者。
 ※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

10年以上		5年以上～10年未満		3年以上～5年未満		1年超～3年未満		1年		3か月超～1年未満		前々日～3か月以内		スポット市場、時間前市場		契約期間が決まっていない		合計
グループ内の事業者、社内向け	グループ外の事業者向け	グロスビディング、自己約定分	その他（グロスビディング以外の通常の売買）	グループ内の事業者、社内向け	グループ外の事業者向け													
28.8%	1.7%	13.9%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	1.1%	29.9%	6.5%	0.0%	0.4%	0.1%	0.6%	8.2%	4.2%	0.0%	0.0%	100%

(2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像（電気の販売先）

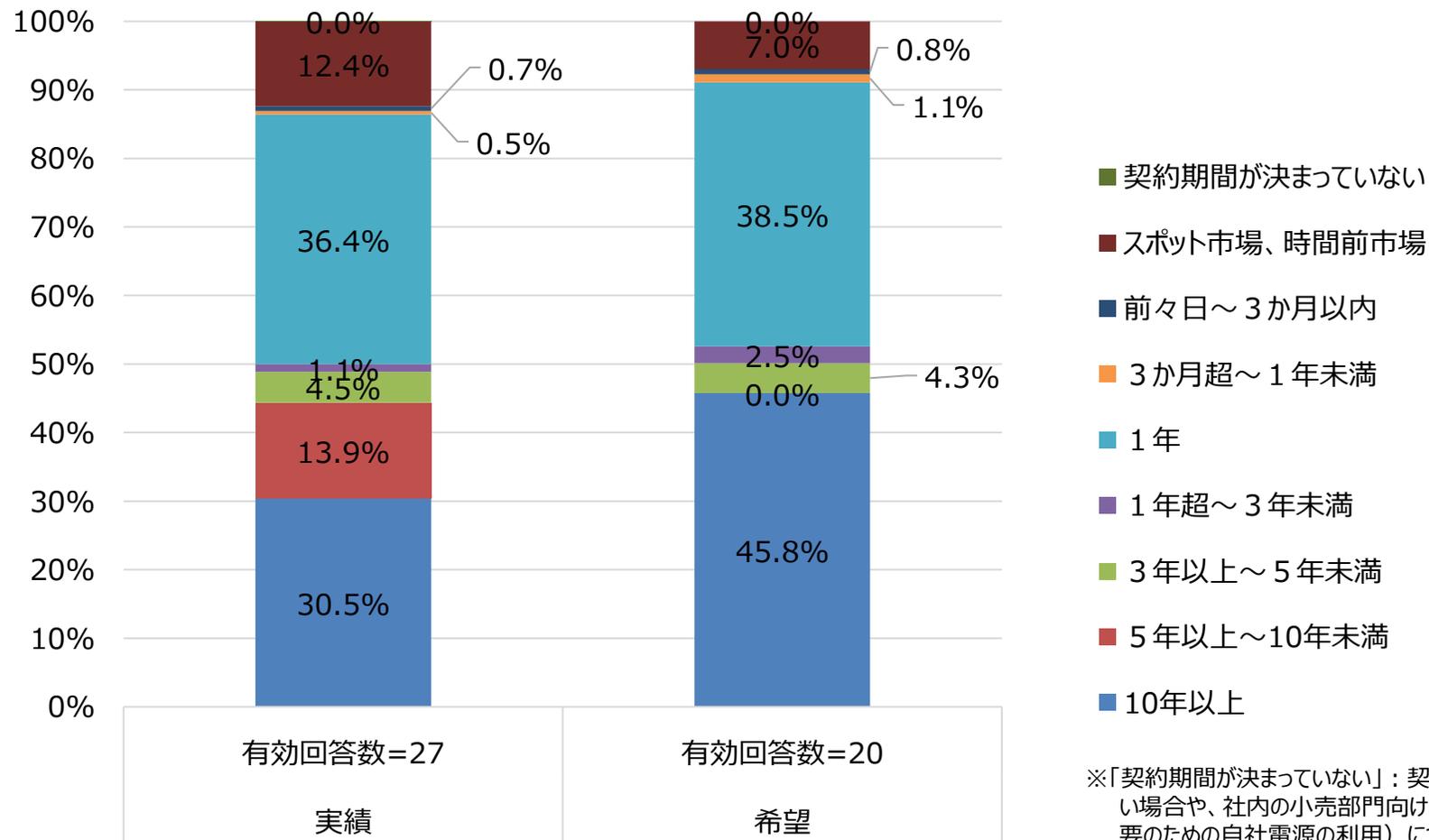
- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を単純平均した結果は以下のとおり。発電事業者はより長期の契約を望んでいることが分かる。



※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

(2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像（電気の販売先）

- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を各社の2021年度の発電実績（kWhベース）で加重平均した結果は以下のとおり。



※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

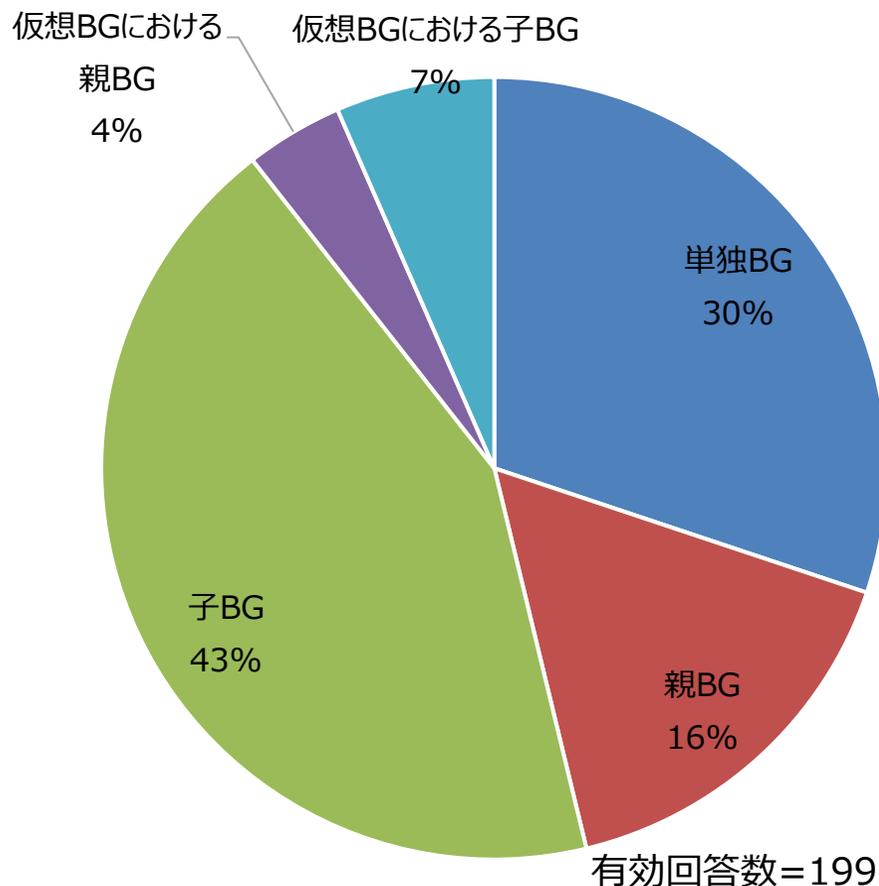
① 発電事業者向け

② 小売電気事業者向け

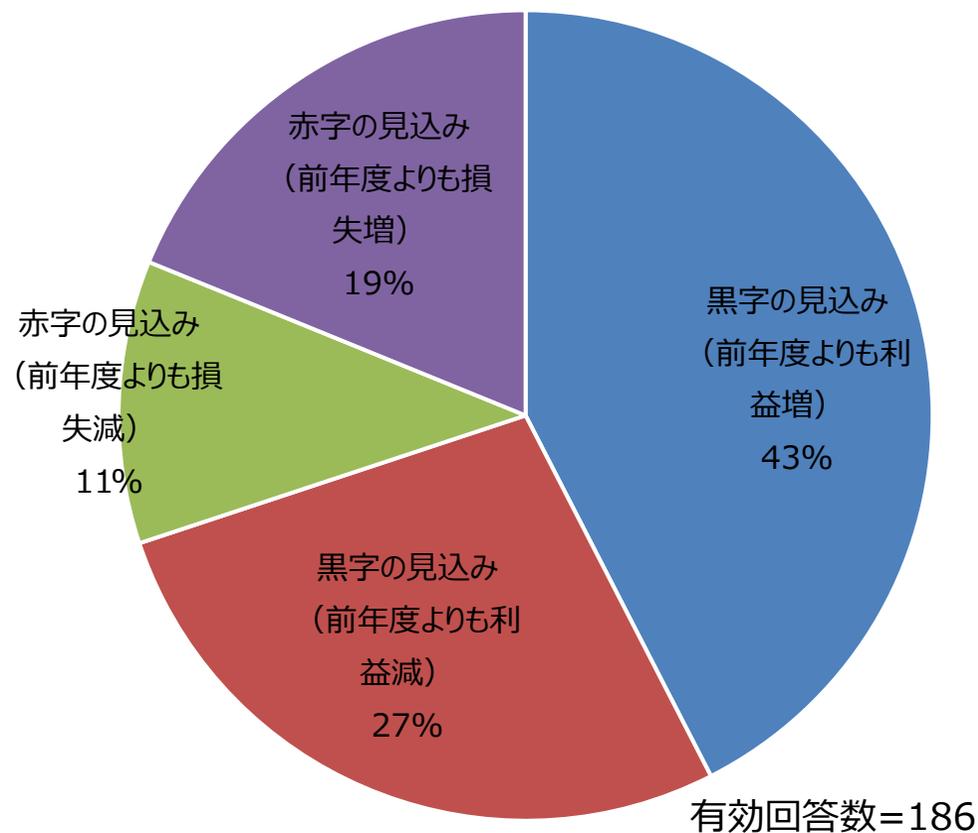
(1) 基本情報に関する質問

- 全小売電気事業者に質問票を送り、205社から回答があった。
- 「(1) — 2 : 経営状況」について、BGの形態と2022年度収支見込 (純利益・損失) については以下のとおり。

BGの形態



2022年度収支見込 (純利益・損失)



(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 1 : 電気の調達先

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) について、各社の回答を単純平均した結果は以下のとおり。

10年以上				5年以上～10年未満				3年以上～5年未満				1年超～3年未満				1年			
発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)
2.0%	1.4%	0.0%	0.1%	1.2%	0.5%	2.1%	0.3%	1.3%	0.6%	7.5%	0.6%	1.1%	0.3%	1.0%	0.6%	12.5%	3.2%	18.7%	14.1%

3か月超～1年未満				前々日～3か月以内				スポット市場、時間前市場		契約期間が決まっていない				合計
発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	グロスビディング	その他 (グロスビディング以外の通常の取引)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	
0.7%	0.0%	1.0%	0.9%	0.2%	0.0%	0.8%	2.3%	1.7%	17.2%	1.2%	0.6%	2.8%	1.6%	100%

有効回答数=187

※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の発電部門からの調達 (自社電源の利用) について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 1 : 電気の調達先

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) について、各社の回答を各社の2021年度の需要実績 (kWhベース) で加重平均した結果は以下のとおり。

10年以上				5年以上～10年未満				3年以上～5年未満				1年超～3年未満				1年			
発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)
20.8%	6.8%	0.0%	0.1%	11.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.7%	0.1%	2.2%	0.0%	0.0%	0.1%	36.0%	0.3%	4.0%	3.3%

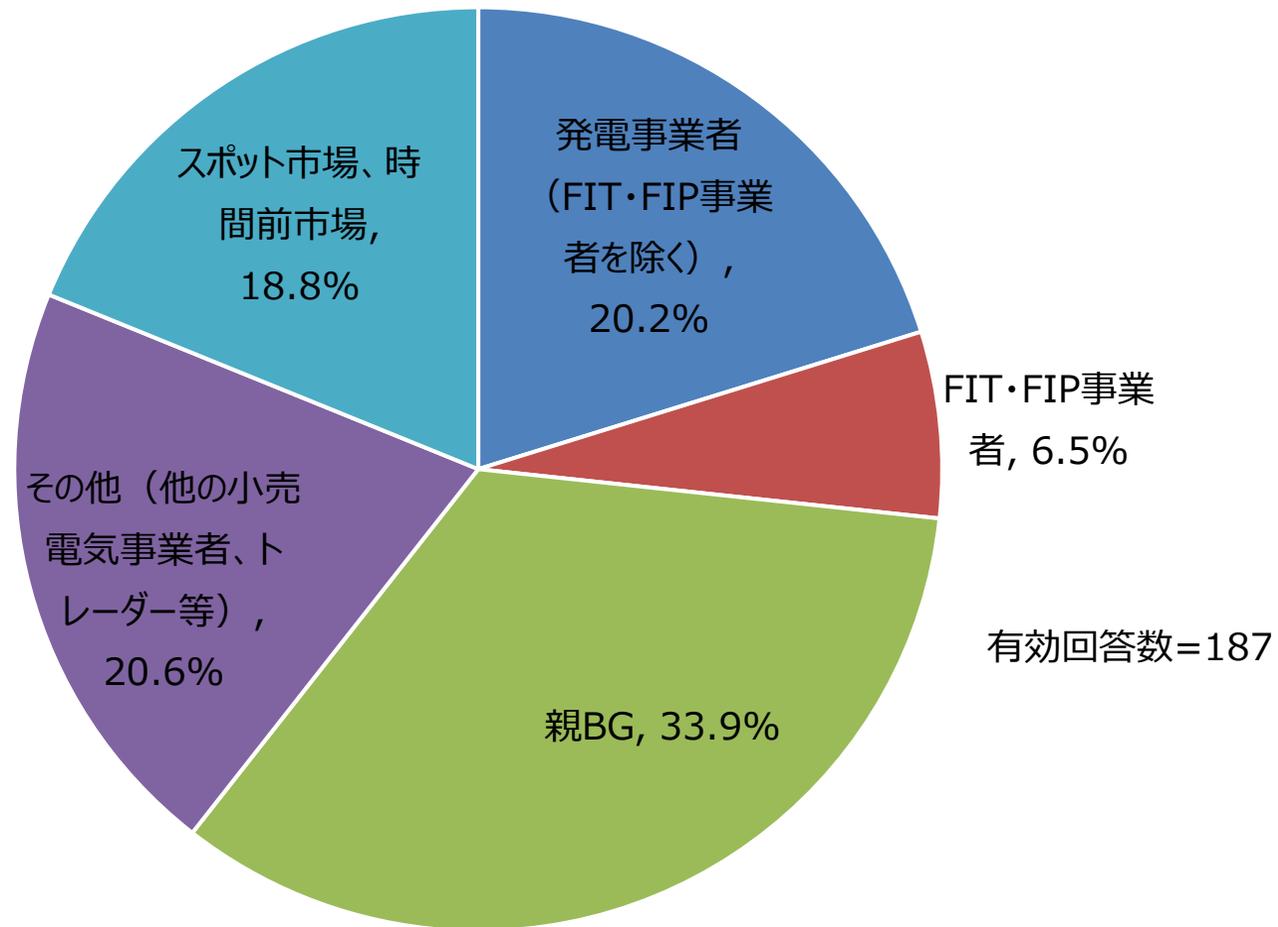
3か月超～1年未満				前々日～3か月以内				スポット市場、時間前市場		契約期間が決まっていない				合計
発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	グロスビディング	その他 (グロスビディング以外の通常の取引)	発電事業者 (FIT・FIP事業者を除く)	FIT・FIP事業者	親BG	その他 (他の小売電気事業者、トレーダー等)	
0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	5.0%	6.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100%

有効回答数=187

※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の発電部門からの調達（自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

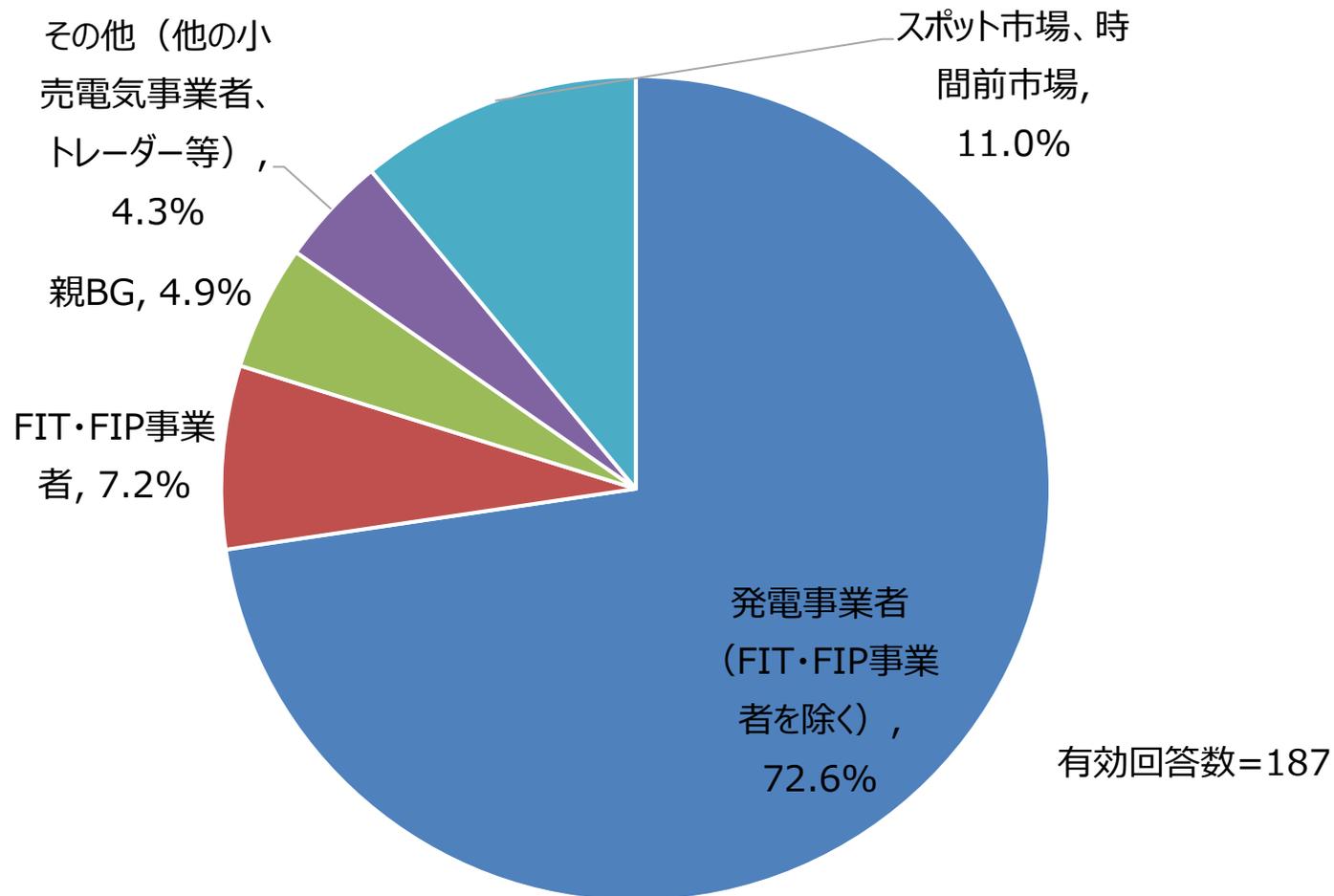
(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 1 : 電気の調達先

- 2021年度の電気の調達先（kWhベース）について、各社の回答を単純平均した結果は以下のとおり。



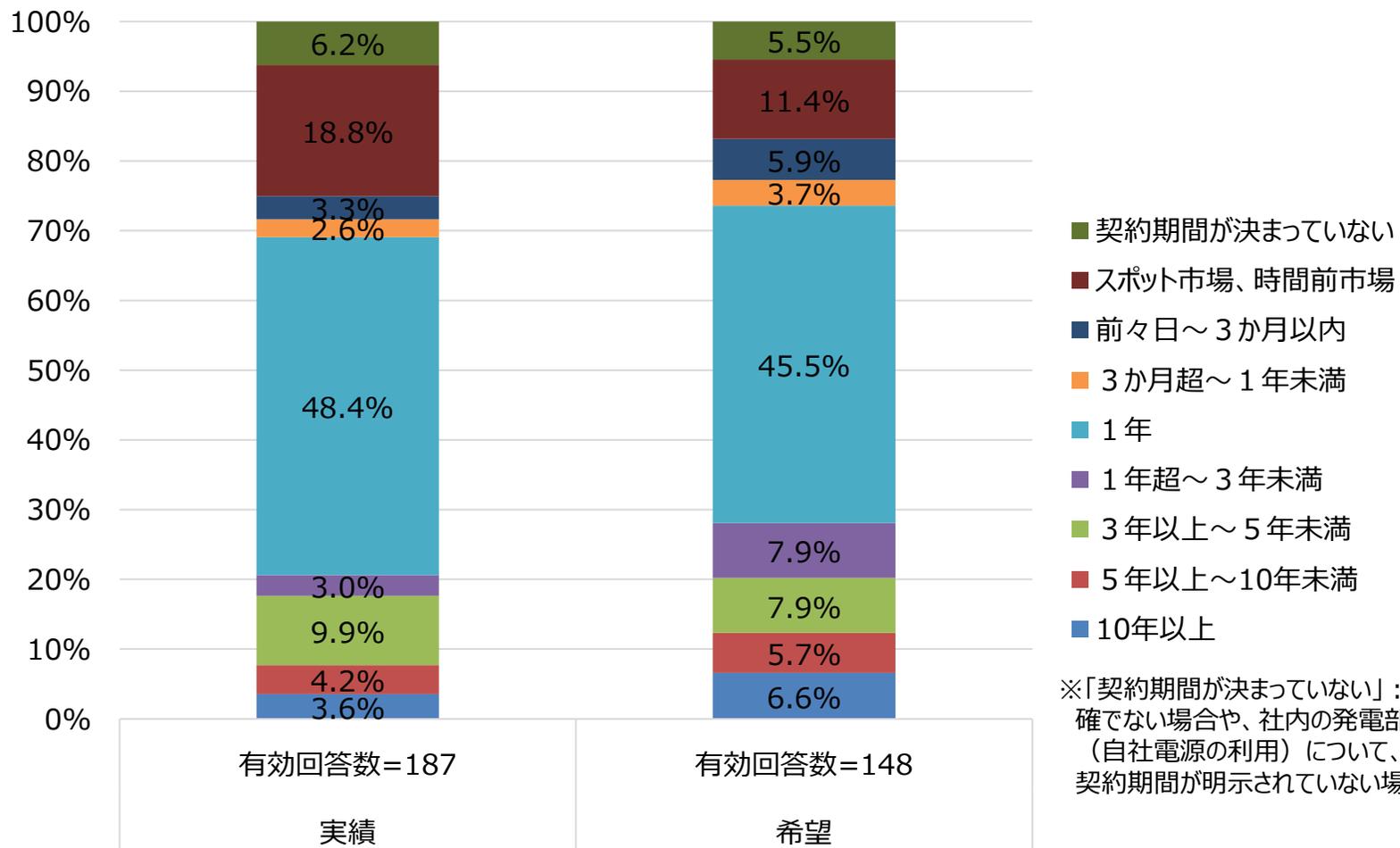
(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 1 : 電気の調達先

- 2021年度の電気の調達先 (kWhベース) について、各社の回答を各社の2021年度の需要実績 (kWhベース) で加重平均した結果は以下のとおり。



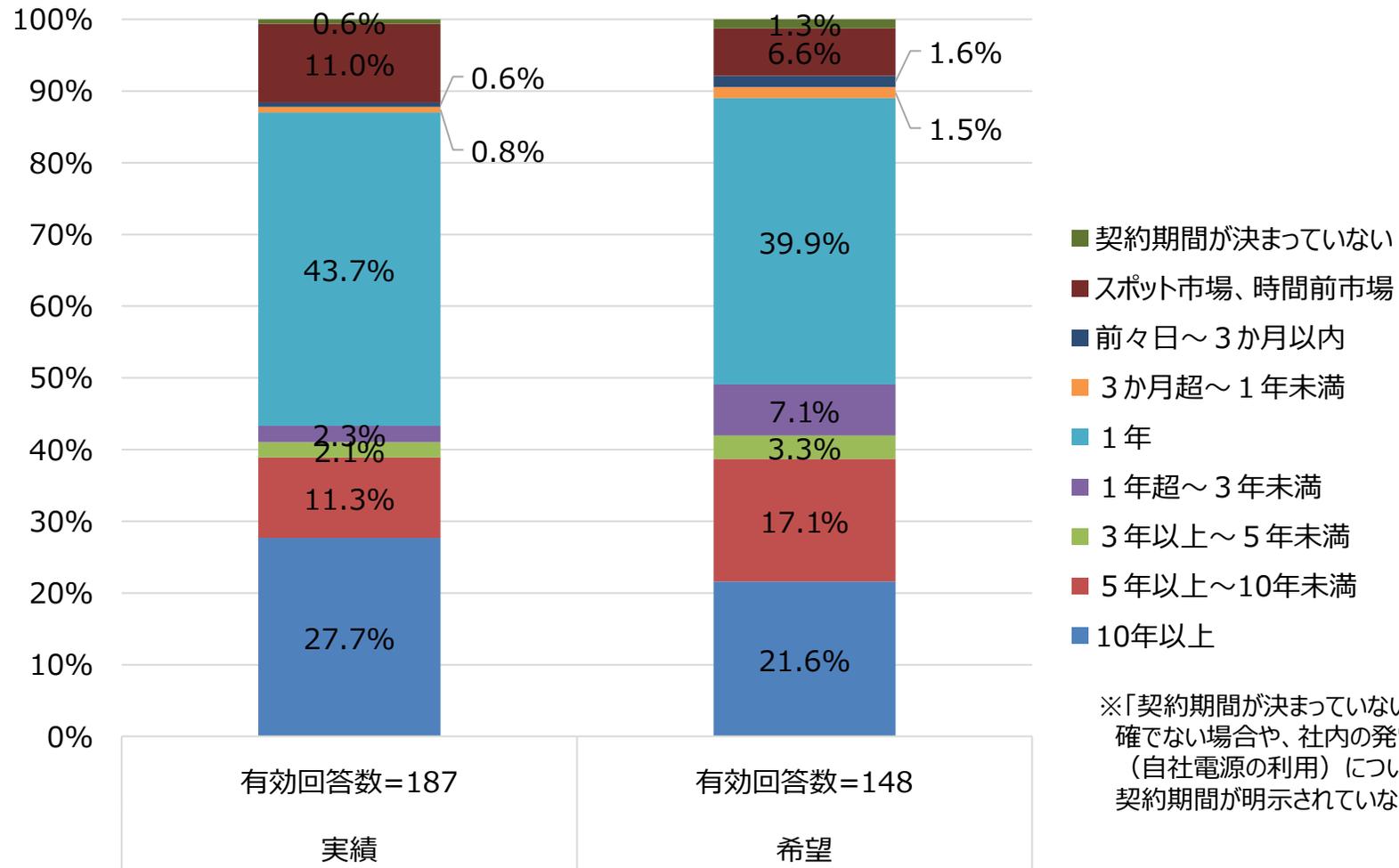
(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 1 : 電気の調達先

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均**した結果は以下のとおり。現在の契約よりはやや長期の契約を望んでいることが分かる。



(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 1 : 電気の調達先

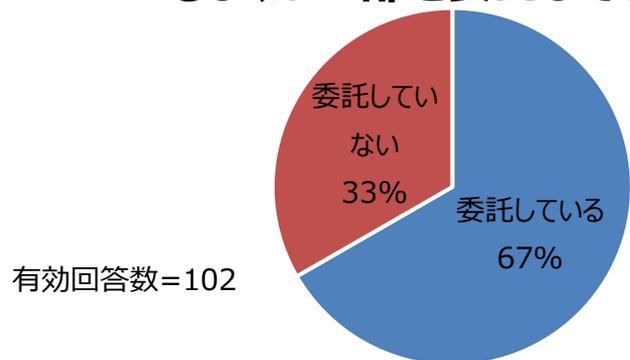
- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、各社の回答を各社の2021年度の需要実績 (kWhベース) で加重平均した結果は以下のとおり。



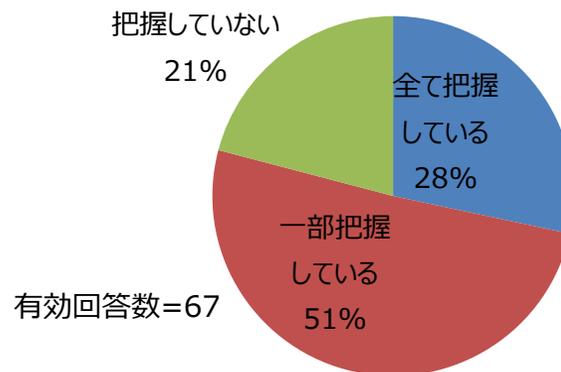
(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 2 : 親BGとの関係

- 親BGに調達を委託する場合、100%委託している場合が多く、他方、どこから調達しているかを把握している事業者は限定的。契約期間は1年が多い。

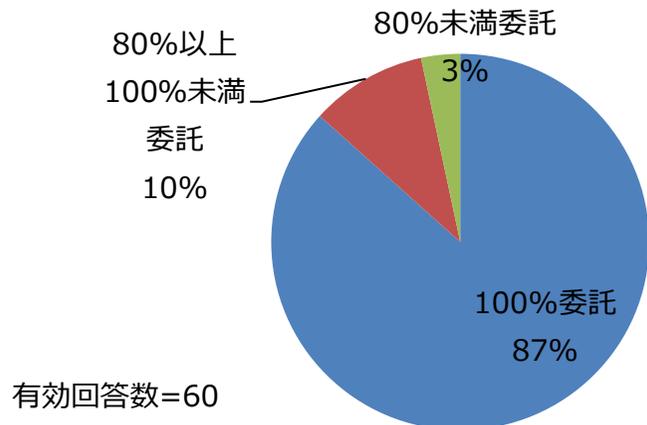
親BG（仮想BG含む）に電気の調達を全てもしくは一部を委託しているか



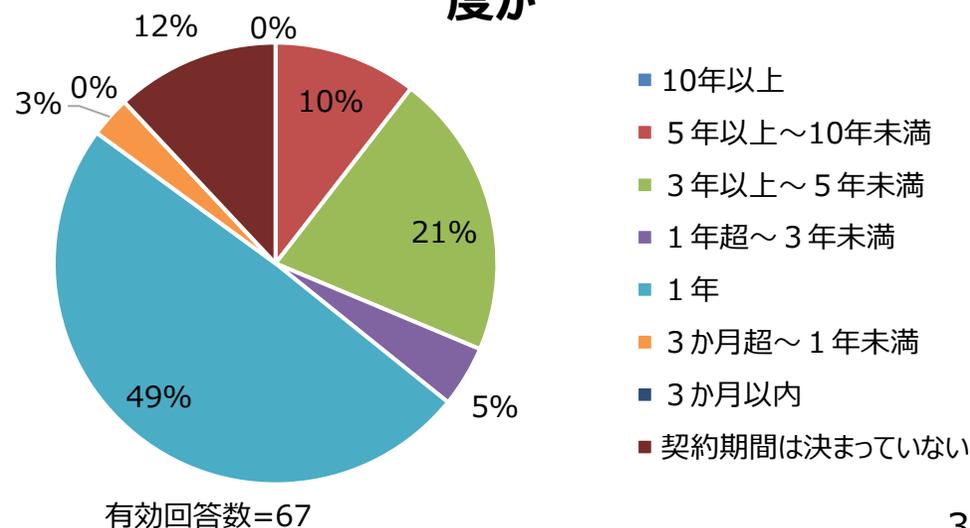
親BG（仮想BG含む）がどこから電気の調達をしているのか把握しているか



電気の調達において、どの程度の割合を親BG（仮想BG含む）に委託しているか（kWhベース）



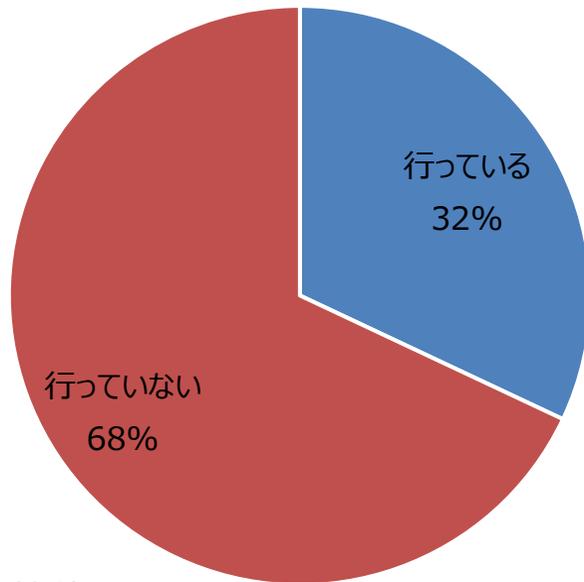
親BG（仮想BG含む）との契約期間はどの程度か



(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 3 : 自社電源の保有等

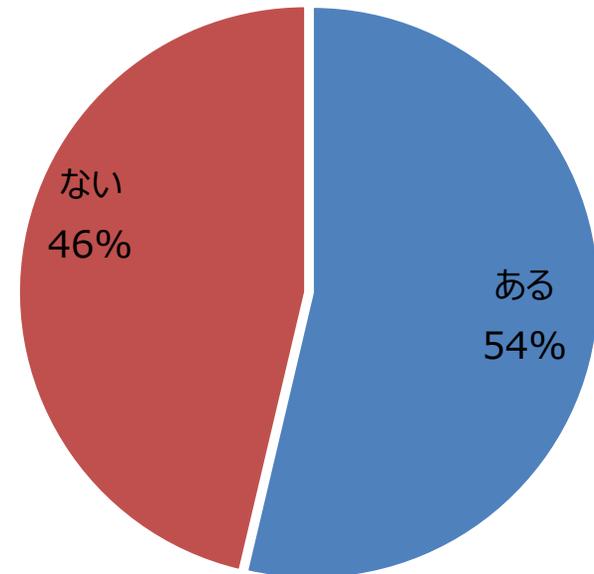
- 自社電源の保有等 (※) に関する質問については以下のとおり。
(※) 自社電源を単独で保有するだけでなく、特別目的会社 (SPC) を設立し、出資を行ったり、発電事業者と長期的なオフテイク契約を締結することにより、発電事業の投資回収のリスクを一部負う契約についても含む。

自社電源の保有等を行っているか



有効回答数=178

今後、自社電源の保有等を新たに／追加的に、行う意思があるか

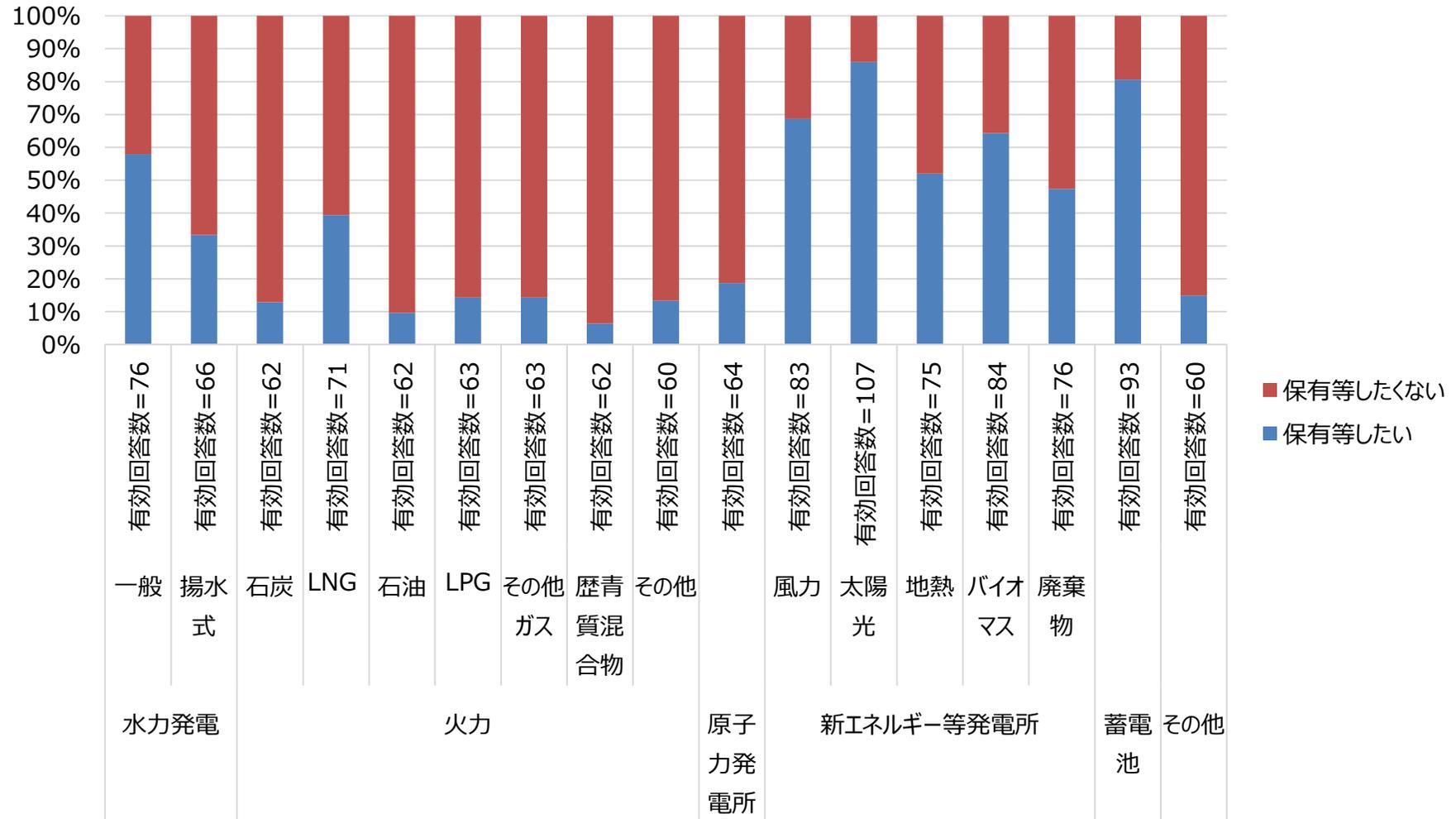


有効回答数=177

(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 3 : 自社電源の保有等

- 新たに保有等したい電源種について、再エネ、蓄電池等のニーズが高い。

新たに保有等したい電源種

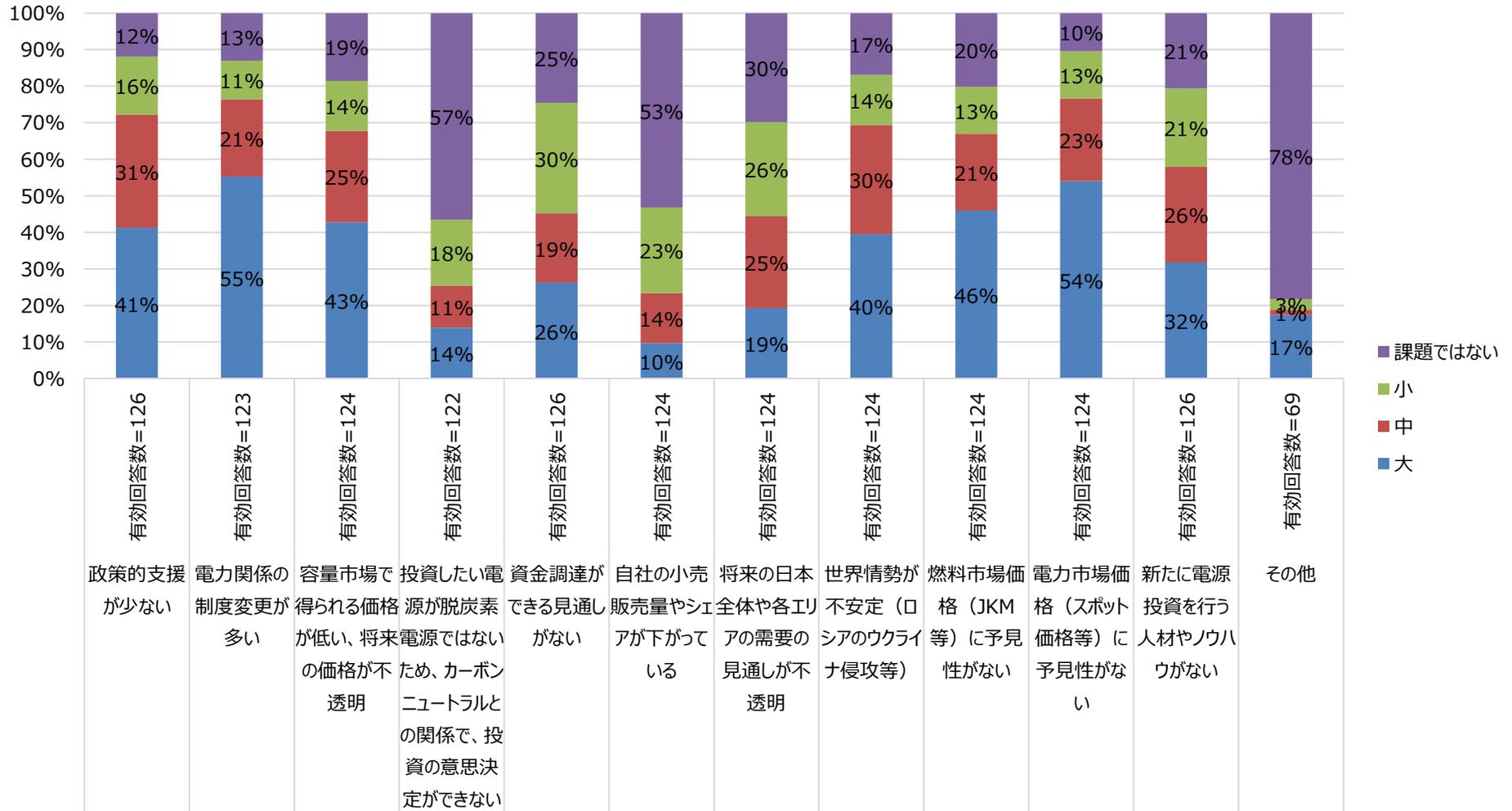


※「その他」については、水素・アンモニア発電などの次世代電源、バイオマス発電、大型水力以外の中小水力などの回答があった。

(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 3 : 自社電源の保有等

- 自社電源の保有等の意思決定の阻害となる要因については、以下のとおり。

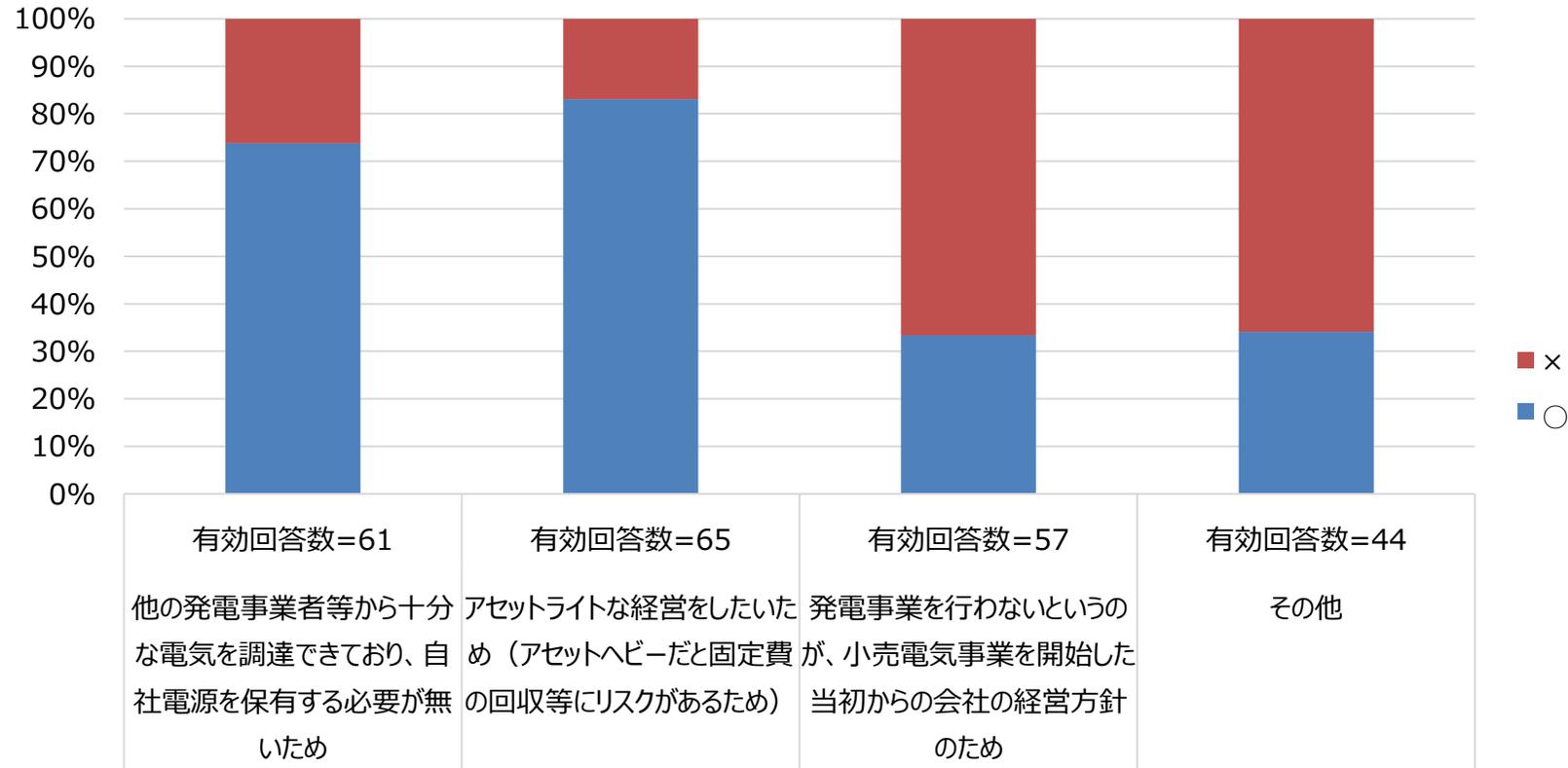
自社電源の保有等の意思決定の阻害となる要因



(2) 電気の調達に関する全体像 (2) — 3 : 自社電源の保有等

- 自社電源の保有等を行うつもりがない場合、その理由は以下のとおり。

自社電源の保有等を行うつもりがない理由



※「その他」については以下のような回答があった。

- グループ内、社内の発電部門が保有するため（小売部門では保有しない）。
- 条件の良い長期相対契約の方が経済的合理性が高いため。
- 投資額と長期契約のリスクが大きいため。
- 現状、小売需要がない、小売事業から撤退もしくは撤退の検討をしている。
- 24時間安定供給可能な発電設備を保有することは中小小売電気事業者にとっては困難。
- 財政的余裕がないため。
- 調達をすべて親BGに委託しているため。